

経年管対策状況について(平成26年度実施状況・概数)

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

1. ガス事業法施行規則第111条に基づく導管改修実施状況報告について

ガス事業法施行規則第111条に基づきガス事業者から報告された平成26年度末における経年管対策の実施状況(東北支部分、一般ガス事業者)を集計した結果は次のとおり。

○一般ガス事業者の実施状況

	全管種総量 (平成26年度末)	未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
		(平成26年度末)	(平成25年度末)	(平成26年度末)	(平成25年度末)
中圧本支管(km)	1,507	0(0)	0	35(▲8)	43
低圧本支管(km)	9,608	34(▲10)	44	1,034(▲249)	1,283
供給管(本)	418,101	1(±0)	1	60,782(▲19,303)	80,085
灯外内管(本)	382,586	0(±0)	0	104,898(▲33,691)	138,589

(注)中・低圧本支管の数字は小数点四捨五入の数字。()内は前年比減少量

- ・東北管内の未対策ねずみ鑄鉄管は、全て低圧本支管で、前年より約10km減少したものの約34km残存し、低圧本支管全量に占める割合は0.4%である。
- ・未対策腐食劣化対策管は、中圧本支管で約35km残存し、中圧本支管全量に占める割合は2.3%であり、低圧本支管では、前年より約249km減少したが約1,034km残存し、低圧本支管全量に占める割合は10.8%である。
- ・供給管の未対策腐食劣化対策管は、前年より19,303本減少したが60,782本残存し、供給管全量に占める割合は14.5%である。また、未対策ねずみ鑄鉄管が未だ1本残存している。
- ・灯外内管については、前年より33,691本減少したものの未だ104,898本残存し、灯外内管全量に占める割合は27.4%である。

○簡易ガス事業者の実施状況（東北管内156社） 注：（ ）内は当該年度の全管種総量に対する残存率、増減割合はポイント

	全管種総量		未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量		
	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	増減割合
中圧本支管(km)	0	0	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	-
低圧本支管(km)	1,650	1,658	0(0.0%)	0(0.0%)	103(6.2%)	94(5.7%)	▲ 0.5
供給管(本)	106,811	103,332	0(0.0%)	0(0.0%)	7,351(6.9%)	6,596(6.4%)	▲ 0.5
灯外内管(本)	88,450	84,287	0(0.0%)	0(0.0%)	9,362(10.6%)	8,826(10.5%)	▲ 0.1

平成26年度末の簡易ガス事業者における未対策腐食劣化対策管の残存率は、低圧本支管で5.7%、供給管(事業者資産)で6.4%となっており、前年度に比べてそれぞれ0.5ポイント、0.5ポイント減少した。

一方、灯外内管(需要家資産)の未対策腐食劣化対策管の残存率は、減少傾向ながらも10.5%と一般ガス事業と同じように依然として高い傾向にある。このため、経年管対策の充実・徹底を図りつつ、引き続き、積極的な取り組みを行うことが重要である。

- 1.低 圧:ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、例えば一般家屋等へは通常この「低圧」でガスを供給している。
- 2.本支管:本支管とは、道路に平行して敷設されているガス管で、供給管及び内管を除いたものをいう。
- 3.中 圧:ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、導管によるガス輸送の途中段階において、この「中圧」用のガス導管が使用される。
- 4.供給管:ガス導管のうち、本支管から分岐してから需要家の敷地に入るまでのものをいう。
- 5.灯外内管:内管(需要家の敷地内にあるガス導管)のうち、ガスメーターの入口までのものをいう。